

閲覧用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

令和6年第4回定例市議会提出議案

（予算案を除く。）

藤井寺市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案)		
5 8	藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について	1
5 9	藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について	3
6 0	財産の取得について（追認）	5
6 1	財産の取得の変更について（追認）	6
6 2	羽曳野市道路線の認定の承諾について	7
6 3	藤井寺市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	8
(諮 問)		
2	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	1 0

このほかの提出議案

- 議案番号 6 4 令和 6 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 7 号）について
- 6 5 令和 6 年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 6 6 令和 6 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 6 7 令和 6 年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 6 8 令和 6 年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 58 号

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）による児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）の改正により、児童手当の支給要件に係る所得制限が撤廃され、同法に規定する特例給付が廃止されたことに伴い、本条例において引用している「特例給付」の文言を削除するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年藤井寺市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6の項中「又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）」を削り、同表14の項中「又は特例給付」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号）により、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）に規定する市町村が条例を定めるに当たって従うべき地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準が改正されたことに伴い、本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために
必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例（平成 26 年藤井寺市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第 2 項の表以外の部分中「前項」を「第 1 項」に改め、同項の表中「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を 1 の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項第 1 号から第 3 号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の 1 の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の 1 の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 0 号

財産の取得について（追認）

次の財産を取得したことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年藤井寺市条例第 1 0 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

- | | | | |
|---|--------|--|-----|
| 1 | 取得した財産 | 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車 | 1 台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 取得金額 | 2 0 , 4 9 8 , 4 0 0 円 | |
| 4 | 契約の相手方 | 住所 兵庫県三田市テクノパーク 2 番地の 3
名称 株式会社モリタ 関西支店
支店長 合田 努 | |
| 5 | 契約締結日 | 令和元年 9 月 1 3 日 | |

提案理由

令和元年度に取得した救助資機材搭載型消防ポンプ自動車について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに取得していたため、当該財産の取得について追認を得ようとするものである。

議案第 6 1 号

財産の取得の変更について（追認）

次の財産の取得を変更したことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年藤井寺市条例第 1 0 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

- | | | | |
|---|--------|------------------|-----------------------|
| 1 | 取得した財産 | 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車 | 1 台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 取得金額 | 変更前 | 2 0 , 4 9 8 , 4 0 0 円 |
| | | 変更後 | 2 0 , 8 7 8 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 住所 | 兵庫県三田市テクノパーク 2 番地の 3 |
| | | 名称 | 株式会社モリタ 関西支店 |
| | | 支店長 | 合田 努 |

提案理由

令和元年 9 月 1 3 日付けで契約締結した救助資機材搭載型消防ポンプ自動車について、消費税率が 8 % から 1 0 % に変更されたことにより取得金額を変更したため、当該財産の取得の変更について追認を得ようとするものである。

議案第 6 2 号

羽曳野市道路線の認定の承諾について

次のとおり羽曳野市道路線の認定を承諾したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

1 認定承諾箇所

起 点	終 点
道明寺 4 丁目 1 5 2 番 1 先	道明寺 4 丁目 1 4 2 番 1 9 先

提案理由

本市行政区域内において羽曳野市道路線を認定することについて、羽曳野市長から認定の承諾を求められたため、道路法第 8 条第 4 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 63 号

藤井寺市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

西 浦 宜 行

提案理由

令和 6 年 12 月 31 日任期満了によるものである。

住所

西 浦 宣 行
生

略 歴

[Redacted text block containing approximately 18 lines of blacked-out information]

同	25年	1月	藤井寺市固定資産評価審査委員会委員
同	28年	1月	藤井寺市固定資産評価審査委員会委員
同	31年	1月	藤井寺市固定資産評価審査委員会委員
令和	4年	1月	藤井寺市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る）

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

栗 山 和 之

提案理由

現委員 松川命氏の後任として推薦するものである。

住所 [redacted]
栗 山 和 之
[redacted] 生

略 歴

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

